

暖房器具の事故により5年間で107名死亡

～誤使用・不注意による火災を防ぎましょう～

今年の1月、使用者が石油ストーブの使い方を誤ったため、住宅を全焼した火災がありました。冬の季節は、電気ストーブをはじめとする暖房器具を使う機会が増えるため、改めて暖房器具の正しい使用方法を確認し、事故を未然に防ぎましょう。2013年度から2017年度の5年間にNITE(ナイト)に通知された製品事故情報^{※1}では、暖房器具^{※2}の事故は1,064件^{※3}ありました。中でも電気ストーブや石油ストーブによる事故が目立ち、住宅の全焼やそれに伴う死亡事故も発生しています。

暖房器具による事故の被害状況を見ると、1,064件のうち、770件(72%)が火災を伴っており、また、死亡事故は96件(107人)となっています。特に70歳代以上の高齢者による死亡事故は被害者の年齢が判明した死亡事故76件中54件(71%)あり、注意が必要です。

暖房器具による火災などの事故は毎年10月頃から増加し、年末から年始にかけて事故の件数はピークを迎えるため、暖房器具の誤った使い方について注意喚起を行います。

ストーブやヒーターの近くに可燃物を置かない、就寝時や使用しないときは、暖房器具の電源スイッチを切り電源プラグを抜く、完全に消火したことを確認するなど、正しく使用してください。火災だけでなく、やけどの事故も発生しており、こちらも注意が必要です。

また、リコール製品による事故も発生しているため、リコール情報を確認してください。

■事件事例

- 電気ストーブを使用中、前面ガードに可燃物が接触したため、周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。
【2016年11月、愛知県、男性】
- 使用者が石油ストーブのカートリッジタンクのふたを十分に締めていなかったため、タンクをストーブへ戻す際にふたが外れ、灯油が漏れ、漏れた灯油が高温状態の燃焼部にかかり、火災に至った。火災により住宅を全焼、1名が死亡した。【2018年1月、栃木県、男性】
- 使用者が石油ファンヒーターのカートリッジタンクに誤ってガソリンを給油して点火したため、異常燃焼を起こし、火災に至った。火災により住宅を全焼、1名が死亡した。【2016年1月、神奈川県、男性】
- 就寝時に使用し、ゆたんぽを長時間脚に接触させて使用したため、低温やけどを負った。なお、取扱説明書には、低温やけどを防ぐため「布団があたたまったら、ゆたんぽを布団から取り出して就寝する」旨、記載されていた。【2015年2月、神奈川県、女性】

■事故を防ぐためのポイント

- 可燃物の近くでは使用しない。特に衣類などを乾かしたり、つけたまま就寝したりすることは絶対にやめる。
- 給油時は必ず消火をし、カートリッジタンクのふたは確実に締める。給油口キャップが閉まったことを確認しやすく改良された製品への買換えを検討する。
- 誤給油を防ぐため、灯油とガソリンは専用容器に入れ、別々の場所に保管する。
- お手持ちの製品がリコール対象かどうか確認し、リコール対象の場合は不具合が生じていなくても速やかに使用を中止し、購入した販売店や製造・輸入業者に相談する。



NITE再現実験

この製品は実際の事故とは関係ありません

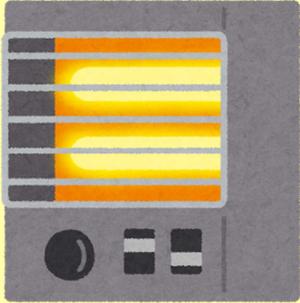
(※1) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含む。

(※2) 本資料で対象とする製品は次ページ参照。

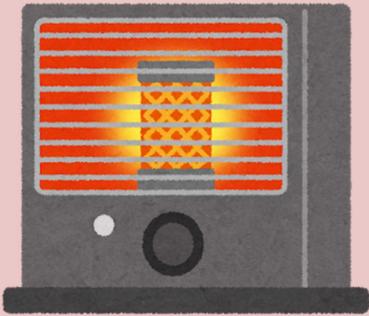
(※3) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

対象製品

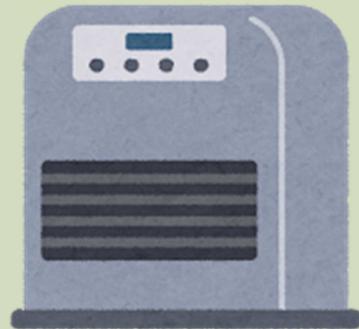
電気ストーブ・電気ファンヒーター



石油ストーブ・石油ファンヒーター



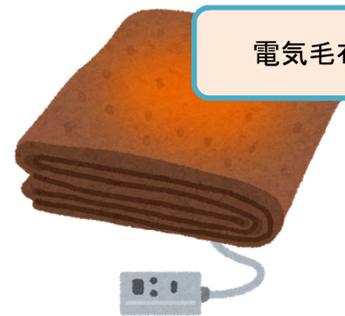
ガスストーブ・ガスファンヒーター



こたつ



ゆたんぽ



電気毛布



電気式床暖房



電気マット・カーペット

※エアコンは夏場に事故が多いため、本件からは除外しています。

1. 事故の発生状況

2013年度から2017年度の5年間にNITEが収集した製品事故情報のうち、暖房器具の事故は1,064件ありました。それら製品事故について、事故の発生状況を次に示します。

(1) 年度別 事故発生件数

図1に暖房器具における「年度別 事故発生件数」を、図2に「年度別 人的被害者数」を示します。

2013年度から2015年度にかけて事故の件数は減少しましたが、その後3年間は事故の件数は毎年190件を超え、うち火災件数をみると毎年150件を超えています。また、図2より2015年度から2017年度にかけては人的被害の発生した事故の件数は増加を続けており、注意が必要です。

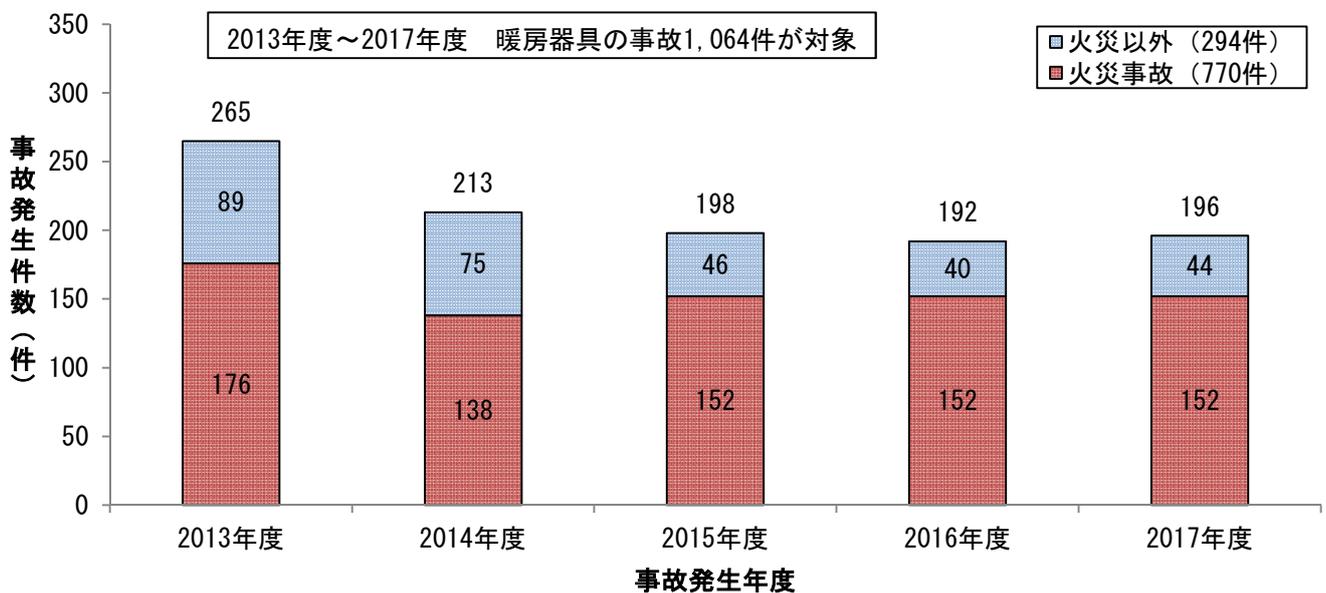


図1：年度別 事故発生件数

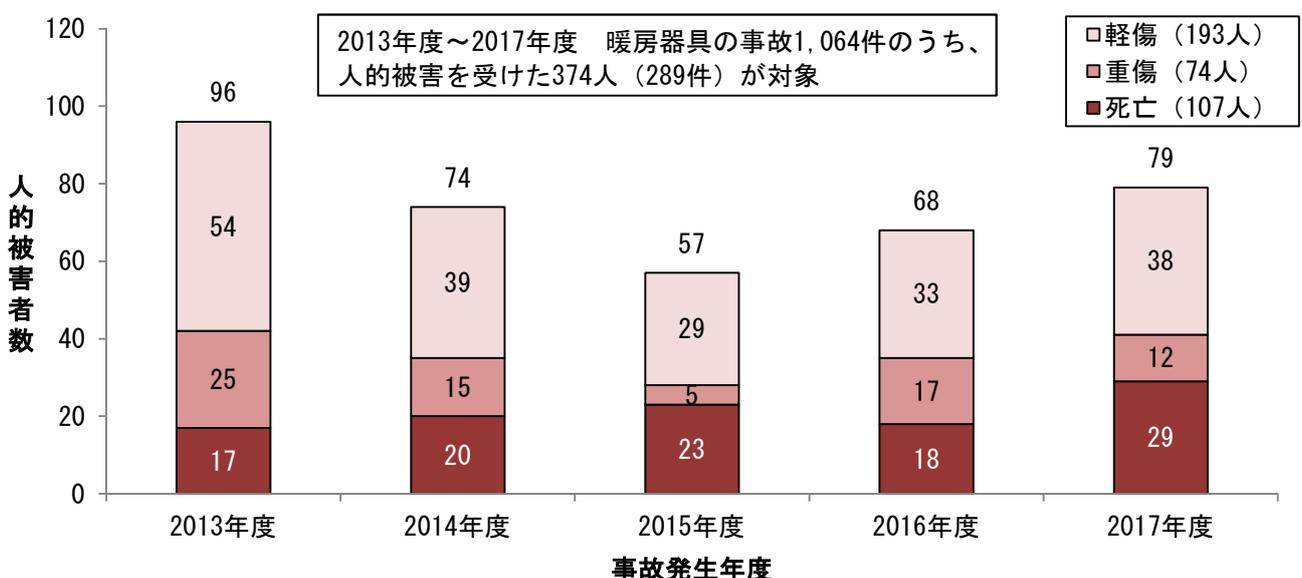


図2：年度別 人的被害者数

(2) 月別 事故発生件数

図3に暖房器具における「月別 事故発生件数」を示します。

事故の件数は10月から増加し、1月に最も多く発生しています。1月までは月を重ねる毎に急激に増加するため、本格的な冬を迎えるこれからの季節は特に注意が必要です。

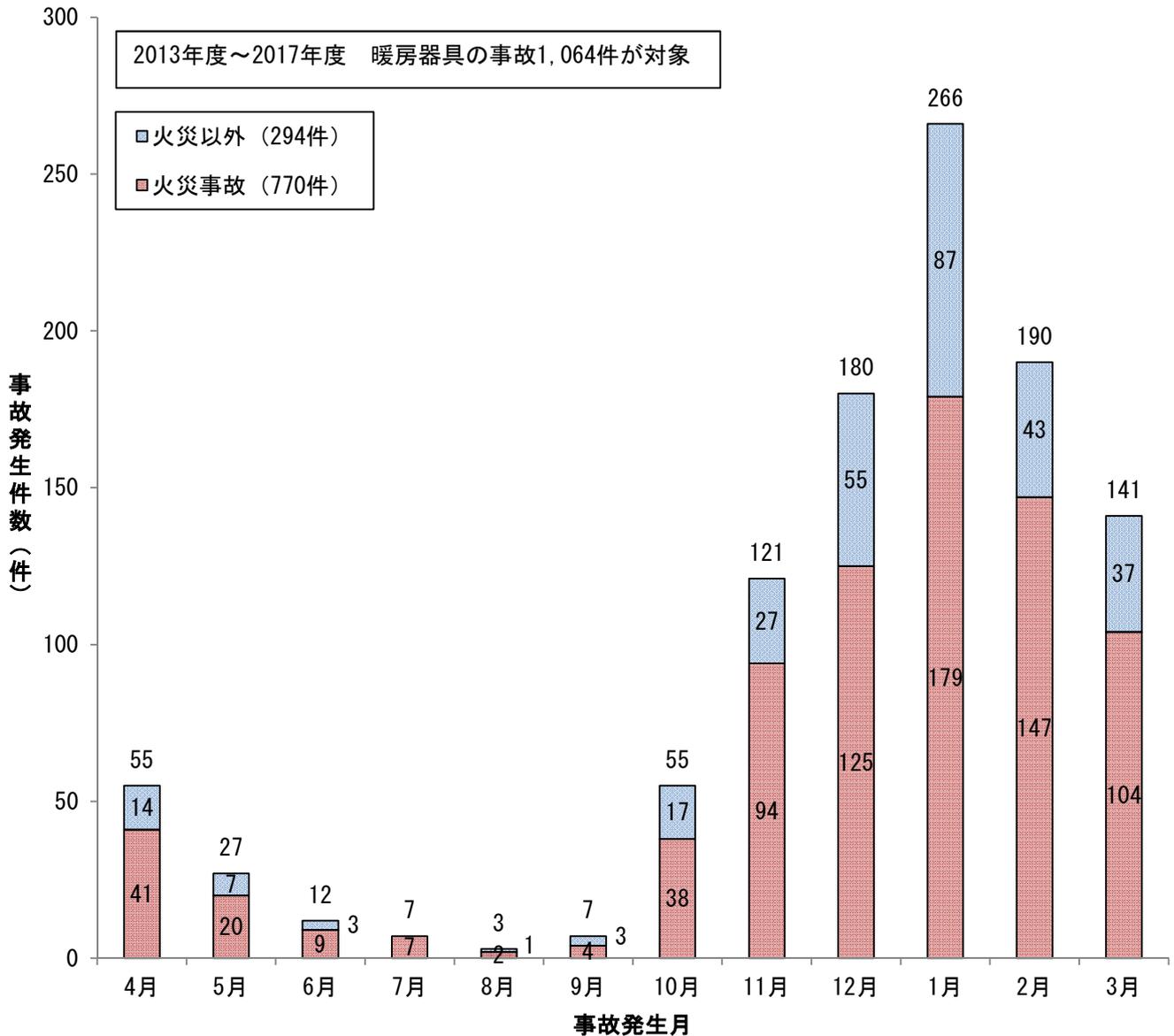


図3：月別 事故発生件数

(3) 年代別 事故発生件数

図4に暖房器具の事故のうち、被害者の年代が判明した人的被害のある事故231件について「年代別 事故発生件数」を示します。

高齢者による死亡事故が多く発生しています。年代が上がるにつれて死亡・重傷事故件数が大幅に増加しています。事故の中には衣服などが電気ストーブに接触したまま気付かずに事故に至った事例（いわゆる着衣着火）もあります。年齢を重ねるにつれ皮膚感覚の低下などにより温度の変化などに気付きづらくなりますので、注意してください。

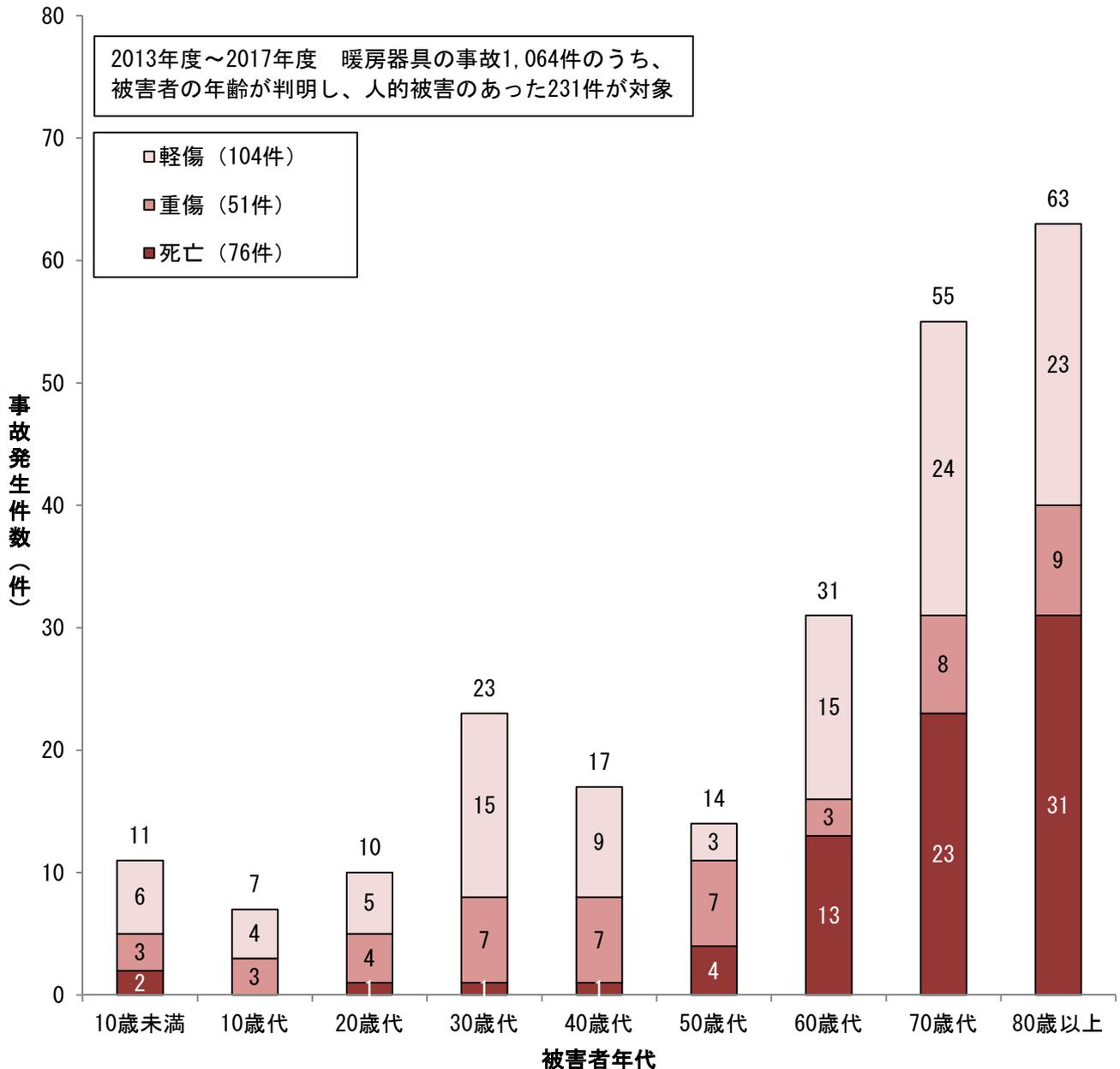


図4：年代別 事故発生件数

(4) 製品別 事故発生件数

図5に「製品別 事故発生件数」を、図6に「製品別 人的被害者数」を示します。電気ストーブの事故が最も多く発生しており、次に石油ストーブの事故が多く発生しています。事故件数は電気ストーブの方が多のですが、石油ストーブはその多くが火災事故に至っています。人的被害は石油ストーブで最も多く発生しています。また、ゆたんぽでは低温やけどなどによる重傷事故が多く発生しております。

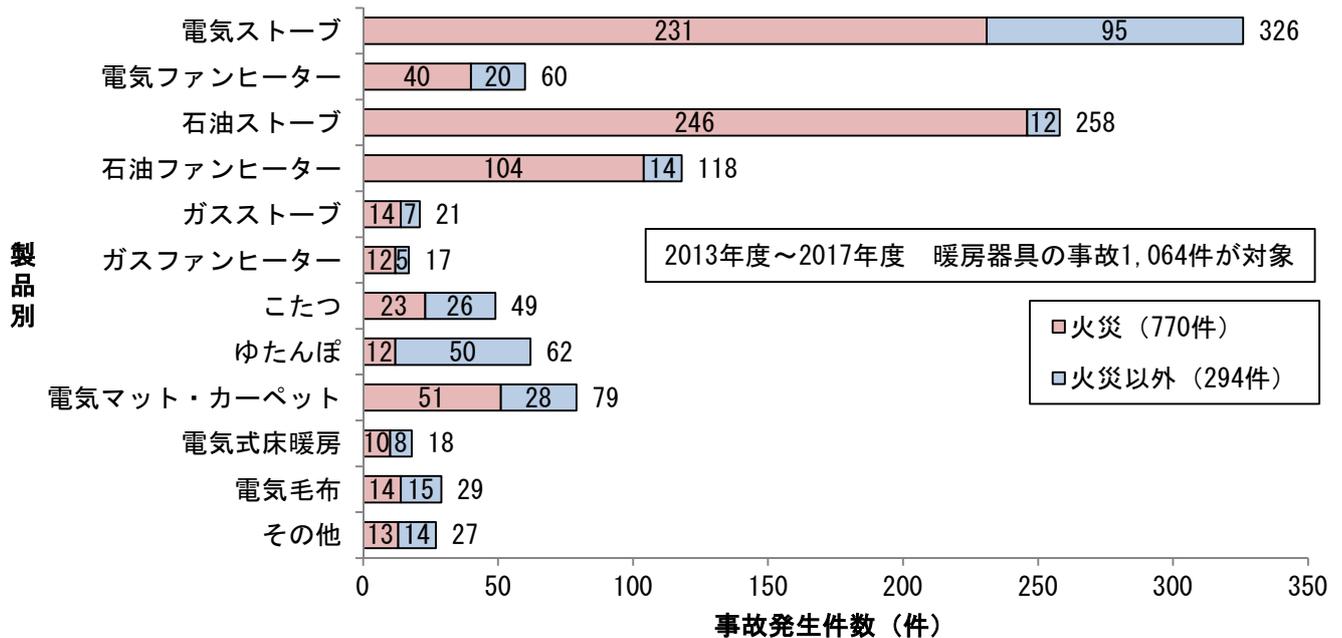


図5：製品別 事故発生件数

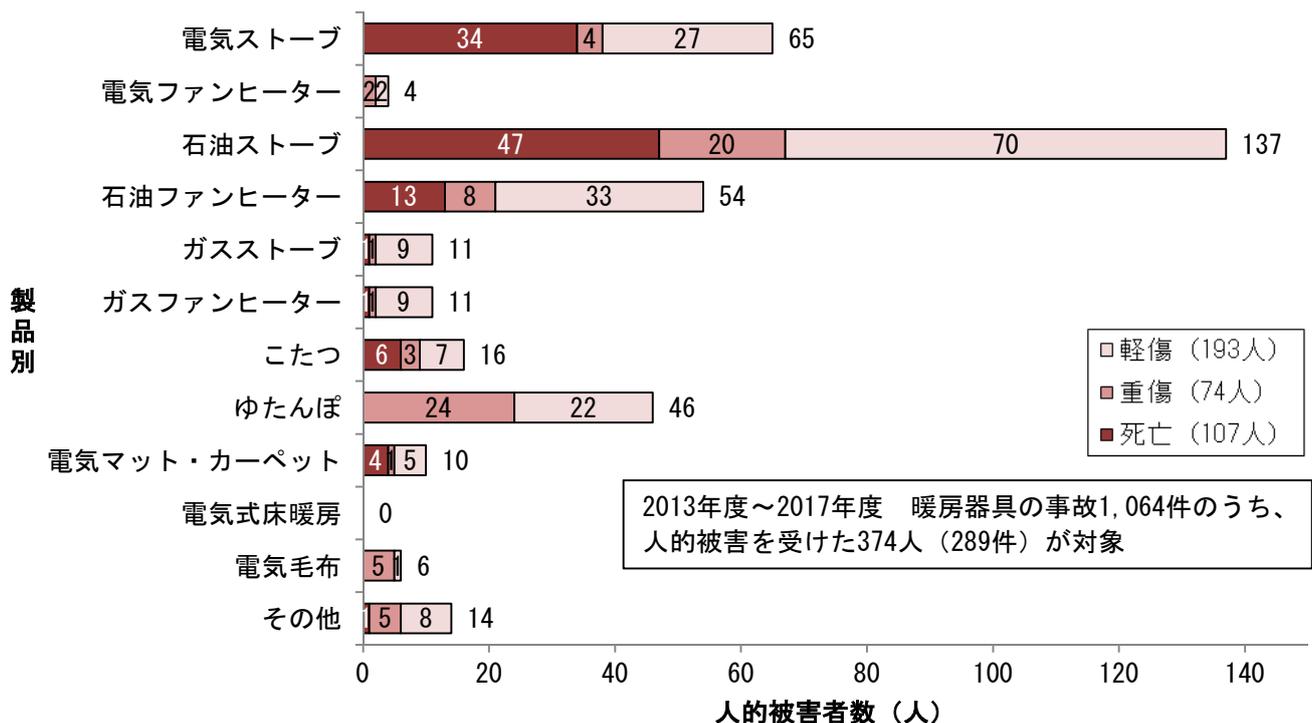


図6：製品別 人的被害者数

(5) 事故原因区分別 事故発生件数

暖房器具の事故 1,064 件のうち、調査が終了した 886 件について、図 7 に「事故原因区分別 事故発生件数」を示します。

事故原因区分（別紙 1 参照）に基づいて分類すると、

- 製品に起因する事故（事故原因区分 A、B、C、G3） 293 件（33%）
 - 製品に起因しない事故（事故原因区分 D、E、F） 314 件（36%）
 - 原因不明のもの（事故原因区分 G3 を除く G） 279 件（31%）
- となっています。

製品に起因しない事故は 314 件（36%）発生しています。調査が終了した事故における死亡事故 75 件のうち、37 件（49%）は製品に起因しない事故で発生したものです。「電気ストーブに可燃物が接触して発火」や「石油ファンヒーターにガソリンを誤って給油して火災」などで死亡事故が発生しています。

一方、製品に起因する事故では電気ストーブで 2 件の死亡事故が発生しており、そのうち 1 件は「リコール製品の使用により火災に至った」事故で 1 名が死亡しています。

「G：原因不明のもの」が 279 件（31%）と多いのは、暖房器具は事故に至った際、火災を伴う場合が多く、製品の焼損が著しく原因の特定が困難なためです。

2013年度～2017年度 暖房器具の事故1,064件のうち、事故調査の終了した886件が対象

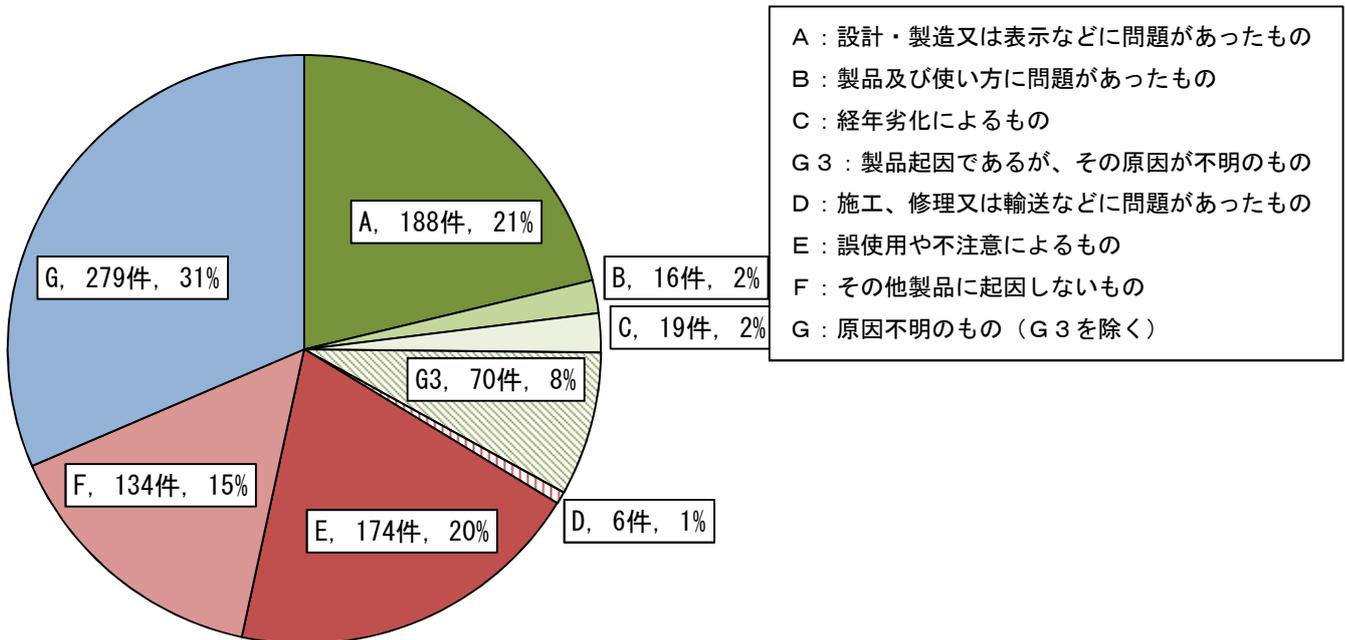


図 7：事故原因区分別 事故発生件数

(6) 事故原因区分別 被害状況別 事故発生件数

表1に「事故原因区分別 被害状況別 事故発生件数」を示します。

表1：事故原因区分別 被害状況別 事故発生件数^{※4}

原因区分		被害状況		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし	総計
製品に起因する事故	A:設計・製造又は表示等に問題があったもの		1 (1) [1]	6 (6) [0]	15 (18) [3]	69 [49]	96 [43]	1	188 (25) [96]	
	B:製品及び使い方に問題があったもの			2 (2) [0]	4 (5) [3]	8 [8]	2 [1]		16 (7) [12]	
	C:経年劣化によるもの				1 (2) [1]	9 [8]	9 [6]		19 (2) [15]	
	G3:製品起因であるが、その原因が不明のもの		1 (1) [1]	1 (1) [0]	1 (1) [1]	43 [21]	23 [12]	1	70 (3) [35]	
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	2 (2) [2]	9 (9) [0]	21 (26) [8]	129 (0) [86]	130 (0) [62]	2 (0) [0]	293 (37) [158]	
製品に起因しない事故	D:施工、修理又は輸送等に問題があったもの				1 (1) [0]	2 [2]	3 [3]		6 (1) [5]	
	E:誤使用や不注意によるもの		12 (13) [11]	11 (16) [3]	34 (49) [26]	87 [74]	30 [18]		174 (78) [132]	
	F:その他製品に起因しないもの		25 (28) [24]	10 (13) [6]	18 (31) [16]	69 [67]	12 [11]		134 (72) [124]	
	小計	事故件数 被害者数 火災件数	37 (41) [35]	21 (29) [9]	53 (81) [42]	158 (0) [143]	45 (0) [32]	0 (0) [0]	314 (151) [261]	
G:原因不明のもの (G3を除く)		36 (41) [36]	16 (22) [8]	40 (56) [31]	148 [119]	34 [11]	5	279 (119) [205]		
H:調査中		21 (23) [21]	12 (14) [5]	21 (30) [17]	99 [84]	24 [19]	1	178 (67) [146]		
総計	事故件数 被害者数 火災件数	96 (107) [94]	58 (74) [22]	135 (193) [98]	534 (0) [432]	233 (0) [124]	8 (0) [0]	1064 (374) [770]		

(※4) 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。()は被害者数。人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(7) 製品別 誤った使用及び誤った使用が疑われる事故の発生状況

以下に事故発生件数の多い三製品（電気ストーブ、石油ストーブ、石油ファンヒーター）における、製品の誤った使用及び誤った使用が疑われる事故について、事故の発生状況を示します。

電気ストーブは可燃物が接触したことによる火災により死亡事故が発生しています。また、電源コードの断線や修理不良などによる事故が発生していますが、電気ストーブの多くは軽量で持ち運びやすいため、様々な場所で使われる機会が多くなり、電源コードに影響が出やすいものと考えられます。

表 2：電気ストーブの誤った使用及び誤った使用が疑われる事故※4

事故発生状況	被害状況			人的被害		物的被害		総計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損			
可燃物が放射熱で過熱又は接触 (着衣着火したものも含む)	6 (6) [6]	1 (1) [1]	3 (6) [3]	31 [30]		41 (13) [40]		
電源コード（プロテクター、内部配線コードを含む）が繰り返しの引っ張り、折り曲げなどで断線・ショートし発火				11 [5]	10 [1]	21 (0) [6]		
電源プラグ周辺（刃受けやプラグ内部）が 接触不良などで異常発熱				3 [1]	1 [0]	4 (0) [1]		
修理不良				2 [2]	1 [0]	3 (0) [2]		
接触や長時間の放射熱でやけど（低温やけどを含む）			1 (0) [1]		1 [0]	2 (0) [1]		
不正改造				1 [1]		1 (0) [1]		
トラッキング現象により発火			1 (1) [1]			1 (1) [1]		
製品の取付不良（組合せ不良も含む）				1 [1]		1 (0) [1]		
清掃不足による電源プラグのトラッキング現象で発火				1 [1]		1 (0) [1]		
総計	事故件数 6 (6) [6]	被害者数 1 (1) [1]	火災件数 5 (7) [5]	50 (0) [41]	13 (0) [1]	75 (14) [54]		

石油ストーブの誤った使用及び誤った使用が疑われる事故は、給油口ふたの閉め忘れ及び締め付け不良による引火が最も多く発生し、生じた火災で7名が死亡しています。さらに、可燃物が放射熱で過熱又は接触した事故やガソリンを誤給油した事故が発生し、生じた火災で8名が死亡に至っているため、慣れによる油断は禁物です。

表3：石油ストーブの誤った使用及び誤った使用が疑われる事故※4

事故発生状況	被害状況			人的被害		物的被害		総計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損			
給油口ふたの閉め忘れ及び締め付け不良による引火	7 (7) [7]	2 (5) [2]	8 (11) [8]	7 [7]	5 [5]	29 (23) [29]		
可燃物が放射熱で過熱又は接触 (着衣着火した物も含む)	6 (7) [6]	2 (2) [2]	2 (7) [2]	15 [15]	1 [1]	26 (16) [26]		
ガソリンの誤給油により出火	1 (1) [1]		3 (4) [3]	6 [6]	2 [1]	12 (6) [11]		
製品の取付不良 (組合せ不良も含む)	2 (3) [1]	1 (1) [1]	2 (3) [2]	2 [2]	2 [1]	9 (7) [7]		
ほこりが付着するなどして風量不足となり、 異常燃焼		1 (1) [1]		4 [4]	2 [2]	7 (1) [7]		
故障品を使用	1 (1) [1]	1 (2) [0]	(4)※5	2 [2]		4 (7) [3]		
風による風量の変化で異常燃焼				2 [2]	2 [2]	4 (0) [4]		
転倒させて発火				2 [2]	1 [1]	3 (0) [3]		
ほこりの付着による不完全燃焼で一酸化炭素中毒	1 (1) [0]	1 (2) [1]				2 (3) [1]		
可燃性ガスに引火				1 [1]		1 (0) [1]		
総計	事故件数 被害者数 火災件数	18 (20) [16]	8 (14) [7]	15 (29) [15]	41 (0) [41]	15 (0) [13]	97 (63) [92]	

(※5) 同一の事故で使用者 (死亡又は重傷) とは別に軽傷を負った人の数

石油ファンヒーターの誤った使用及び誤った使用が疑われる事故では、ガソリンの誤給油により生じた火災で2名が死亡しています。石油ストーブでも同様の事故は発生しており、家庭でガソリンを保管する場合は、灯油と間違えないように、専用の容器に入れ、別々の場所に保管してください。

また、直接火が見えないため、火災への注意が薄れがちですが、近くにスプレー缶などを置くと破裂し、漏れた可燃性ガスに引火するおそれがあります。使用時には近くに可燃物及びスプレー缶などがいないか確認してください。

表4：石油ファンヒーターの誤った使用及び誤った使用が疑われる事故^{※4}

事故発生状況	被害状況	人的被害			物的被害		総計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	
ガソリンの誤給油により出火		2 (2) [2]	(1) ^{※6}	5 (7) [5]	6 [6]		13 (10) [13]
可燃物が放射熱で過熱又は接触 (着衣着火したものも含む)					2 [1]	4 [3]	6 (0) [4]
給油口ふたの閉め忘れ及び締め付け不良による引火				2 (2) [2]	3 [3]		5 (2) [5]
近くにスプレー缶などを置いたため破裂				1 (1) [1]	2 [2]		3 (1) [3]
消火せずに給油作業を行ったため引火				2 (3) [2]			2 (3) [2]
劣化した灯油を使用して異常燃焼						1 [1]	1 (0) [1]
総計	事故件数	2	0	10	13	5	30
	被害者数	(2)	(1)	(13)	(0)	(0)	(16)
	火災件数	[2]	[0]	[10]	[12]	[4]	[28]

(※6) 同一の事故で使用者(死亡)とは別に重傷を負った人の数

2. 暖房器具の事故事例

①電気ストーブ・ファンヒーターの事故

(イ) 可燃物の接触

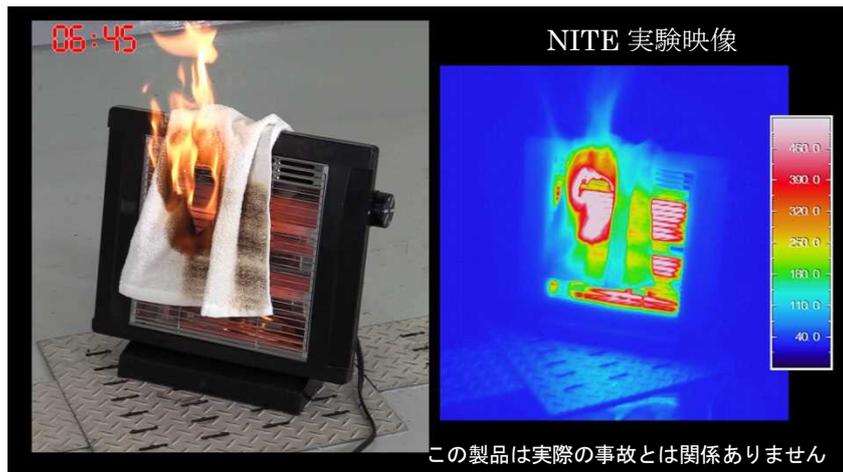
2016年11月（愛知県、80歳代・男性、死亡）

【事故の内容】

電気ストーブを使用中、製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。

【事故の原因】

電気ストーブの前面ガードに繊維状の可燃物が接触して発火し、火災に至ったものと考えられる。



(ロ) 就寝中に低温やけど

2013年11月（香川県、70歳代・男性、軽傷）

【事故の内容】

電気ストーブをつけて就寝したところ、頭などにやけどを負った。

【事故の原因】

使用者が1メートルほど離れた場所に電気ストーブを設置し、電源を入れたまま就寝したため、放射熱により低温やけどを負ったものと考えられる。

なお、本体及び取扱説明書には、「長時間同じ姿勢で使用しない。熱いと感じたら本体を離すか、パワー調節の設定を低くする。」「就寝中は使用しない」旨、記載されている。

(ハ) 電気ファンヒーターにつかまり立ちをしてやけど

2015年12月（発生地不明、女兒、軽傷）

【事故の内容】

幼児が使用中の電気ファンヒーターにつかまり立ちしたところ、手にやけどを負った。

【事故の原因】

保護者が目を離した隙に幼児が高温となっていた天板と前面板の角につかまったまま手を離さなかったことから、やけどを負ったものと考えられる。

なお、本体及び取扱説明書には、「乳幼児は付き添いなしで使用させない。」旨、記載されていた。

電気ストーブ・電気ファンヒーターの気を付けるポイント

○ストーブで衣類などを乾かしたり、周囲に可燃物を置いたりしない。

電気ストーブの上で衣類を乾燥させると、乾燥によって軽くなった衣類などが上昇気流であおられて落下し、高温部に接触することで、火災に至るおそれがあります。ストーブ前方に干しても、放射熱によって過熱される、空気の対流によって衣類などが高温部に接触するなど、危険です。

電気ストーブの周囲に布団や衣類などを置いたり、カーテンの近くに電気ストーブを置いたりすると、放射熱による過熱や高温部への接触によって、火災のおそれがあります。このような使用方法は絶対にしないでください。



(写真) 電気ストーブに衣類が接触して発火する様子 (イメージ)



たとえ離して置いたとしても…



空気の対流によって衣類が動き接触するおそれがあります



○使用しない時、外出時などには電源スイッチを切り、電源プラグを抜く。

部屋を暖めようとするなどして使用中にその場を離れている間に、可燃物が接触して火災が発生した事故があります。発見が遅れ、製品のみならず周辺を焼損する事態に至る可能性が高いため、外出や使用しない時は電源スイッチを切り、電源プラグを抜いてください。また、子どものいる家庭では子どもが製品に触れてしまう可能性もあるため、十分に注意して下さい。

○就寝時には使用しない。

つけたまま就寝することは火災のおそれがあり、危険です。寝具が高温部に触れるなどによって着火するおそれがある上、外出時と同様に発見が遅れ、大きな火災となるおそれがあります。就寝時の使用は絶対にしないでください。

(写真) 電気ストーブに布団が接触して過熱される様子



○電源コードは丁寧に扱う。

電気ストーブやファンヒーターでは、電源プラグと電源コードの付け根 (コードプロテクター) で電源コードが断線し、スパークが発生し火災に至っています。電源プラグをコンセントに差し込んだまま製品を移動させないでください。同様に、保管時に電源コードを本体にきつく巻き付けしないでください。いずれの場合も電源コードに大きな力が加わり、断線するおそれがあります。

②石油ストーブ・ファンヒーターの事故

(イ) 灯油がこぼれて引火

2018年1月（栃木県、年齢不明・男性、死亡）

【事故の内容】

石油ストーブを使用中、製品及び周辺を焼損する火災が発生し、住宅を全焼、1名が死亡した。

【事故の原因】

使用者がカートリッジタンクのふたを十分に締めていなかったため、タンクをストーブへ戻す際にふたが外れ、灯油が漏れ、漏れた灯油が高温状態の燃焼部にかかり、火災に至ったものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「給油時は必ず消火する。給油後にふたを確実に締め、油漏れがないことを確認する。ふたを斜めにならないようにしっかりと締める」旨、記載されていた。

(ロ) ガソリンの誤給油による火災

2016年1月（神奈川県、70歳代・男性、死亡）

【事故の内容】

石油ファンヒーターを使用中、製品及び周辺を焼損する火災が発生し、住宅を全焼、1名が死亡した。

【事故の原因】

使用者がカートリッジタンクに誤ってガソリンを給油して点火したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと考えられる。

なお、取扱説明書及びカートリッジタンクには「ガソリンの使用禁止。火災の原因になります」旨、記載されていた。

石油ストーブ・石油ファンヒーターの気を付けるポイント

○給油する際は必ず消火し、給油後はカートリッジタンクのふたを確実に締め、灯油がタンクから漏れていないことを確認してからセットする。

「カートリッジタンクのふたの締め方が不十分だったなどで、灯油が漏れて発火した火災」の中には、「消火せずに」（燃焼が継続した状態で）給油作業を行って事故に至ったものがあります。

また、ストーブ等が消火状態でも、再点火した際に、こぼれた灯油に引火した事故や消火直後の高温状態の燃焼部に灯油がこぼれて発火した事故が発生しています。

2009年4月に給油時消火装置の搭載が義務化され、それ以降に生産された製品は消火し忘れてもカートリッジタンクを外すと自動で消火するようになりました。しかし、給油時消火装置の作動直後は燃焼筒の温度が高温になっており、灯油がかかると発火する危険がありますので、カートリッジタンクへの給油後は必ず、ふたが閉まっていること、周囲に灯油が漏れていないことを確認してください。

灯油がストーブにこぼれた場合は、灯油が機器内部に浸入しているおそれがありますので、再点火を行わずに使用を中止して販売店や製造業者に相談してください。



(写真)カートリッジタンクのふたが外れて灯油が高温部にかかり発火

○ガソリンの誤給油を防ぐには。

ガソリンを誤って給油した場合、少量の混入であっても火災が生じるおそれがあります。

灯油とガソリンを同じ容器や同じ場所に保管していたため、カートリッジタンクにガソリンを給油し火災に至る事故が発生しています。ガソリンは消防法に適合した金属製のガソリン携行缶に入れてください。灯油は専用容器に入れ、ガソリンとは別の場所に保管してください。



(写真) ガソリンを給油して爆発的に燃え上がる様子 (イメージ)

○心配な場合は買換えを検討する。

石油ストーブをはじめとする石油燃焼機器は、2009年から消費生活用製品安全法の「特定製品」に指定され、2011年からはPSCマークの無い製品は販売することができなくなりました。PSCマークの付いた製品は、

- ・ 燃焼中であっても、給油時、機器からカートリッジタンクを抜いた場合 90 秒以内に消火すること (給油時消火装置)。
- ・ 閉止音や目視又は感触等で給油口キャップが閉まっていることが確認できること。などの機能を有しています。



③ゆたんぽの事故 長時間の接触で低温やけど

2015年2月（神奈川県、50歳代・女性、重傷）

【事故の内容】

ゆたんぽを使用中、脚に低温やけどを負った。

【事故の原因】

ゆたんぽを長時間脚に接触させて使用したため、低温やけどを負ったものと考えられる。

なお、取扱説明書には、低温やけどを防ぐため「ふとんがあたたまったら、ゆたんぽを布団から取り出して就寝する」旨、記載されていた。

④電気こたつの事故 ふとんを押し込んで焼損

2015年12月（千葉県、50歳代・男性、拡大被害）

【事故の内容】

使用中のこたつから発煙し、こたつふとんの一部が焦げた。

【事故の原因】

使用者がやぐらの中にこたつふとんを押し込んだため、ふとんがヒーターの保護カバーと接触し、焦げて発煙したものと考えられる。

なお、本体及び取扱説明書には、「ふとんをやぐらの中に押し込んで使用しない」旨、記載されていた。

⑤電気マットの事故 ベッドに敷いて焼損

2015年2月（福岡県、70歳代・女性、拡大被害）

【事故の内容】

使用中の電気マットから発火し、周辺を焼損した。

【事故の原因】

電気マットをベッドのマットレスの上に置いて就寝時に使用していたことから、ベッドの沈み込みなどでヒーター線がずれて重なり合い、異常発熱して焼損したものと考えられる。

なお、取扱説明書には、「就寝用暖房器としては使用しない。折り曲げて使用しない。」旨、記載されていた。

様々な暖房器具の気を付けるポイント**○低温やけどに注意する。**

温かいと感じる程度の温度でも、長時間にわたって皮膚の同じところに触れていると、皮膚温度が上がり、皮下の細胞組織などが壊死するために「低温やけど」になります。

44℃では3～4時間、46℃では30分～1時間、50℃では2～3分で「低温やけど」になると言われています。一般的な「やけど」は皮膚の表層のみで起こりますが、「低温やけど」は皮膚の深部にまで及び、皮下組織が壊死する場合があります、重傷事故に至るおそれがあります。

○取扱説明書の注意事項を遵守する。

ふとんをやぐらに押し込んだことによる焼損や、就寝用暖房器として使用できないものを使用したために発生した火災事故があります。取扱説明書の注意点を遵守し、誤った使用を行わないようにしてください。

⑥リコール製品の事故 部品の不具合で火災

2018年1月（沖縄県、年齢・性別不明、拡大被害）

【事故の内容】

電気ストーブを使用中、電気ストーブ及び周辺を焼損する火災が発生した。

【事故の原因】

電気ストーブの強弱切替え用に使用されているダイオードが不良品であったことにより、ダイオードが異常発熱し、出火したものと考えられる。

当該電気ストーブは2016年3月にリコールを開始し、事業者ホームページへの情報掲載及び新聞社告を行っていた。

リコール製品による事故を防ぐために

暖房器具の製品に起因する事故293件のうち、リコール製品による事故は145件ありました。リコール製品による事故の中には、毎年発生しているものもあります。

リコール情報が新聞やダイレクトメールなどで繰り返し告知されているものもあれば、事業者のホームページのみにリコール情報が掲載されているものもあります。

お持ちの製品がリコール対象かどうかを確認していただき、事故を未然に防ぎましょう。

リコール製品をお持ちの場合は、不具合が生じていなくても使用を中止し、お買い求めの販売店や製造・輸入業者に相談してください。

NITE ホームページにおいて、平成元年度（1989年度）以降に製造事業者、販売事業者などの事業者が行ったリコール情報を収集したデータベースを公開しており、リコール情報の検索を行うことができます。



<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

検索サイトを利用する場合は、「NITE リコール」などの単語で検索してください。



お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 新井 勝己
担当者 柿原、佐藤、向井

- 記者説明会当日
電話：03-3481-6566 FAX：03-3481-1870
- 記者説明会翌日以降
電話：06-6612-2066 FAX：06-6612-1617

本文中では、事故原因区分を以下の表のように分類しています。

表 6 事故原因区分一覧

	区分記号	本文表記	事故原因区分
製品に起因する事故	A	設計、製造又は表示等に問題があったもの	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの
	B	製品及び使い方に問題があったもの	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの
	C	経年劣化によるもの	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品に起因するが、その原因が不明なもの
製品に起因しない事故	D	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの
	E	誤使用や不注意によるもの	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの
	F	その他製品に起因しないもの	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの
その他	G	原因不明のもの（G3は除く）	焼損が著しいなどによって、原因が特定できず不明なもの 事故品が入手できないなど調査が行えないもの
	H	調査中のもの	調査中のもの

詳細データ

以下に「年度別 製品別 事故発生件数」を示す。

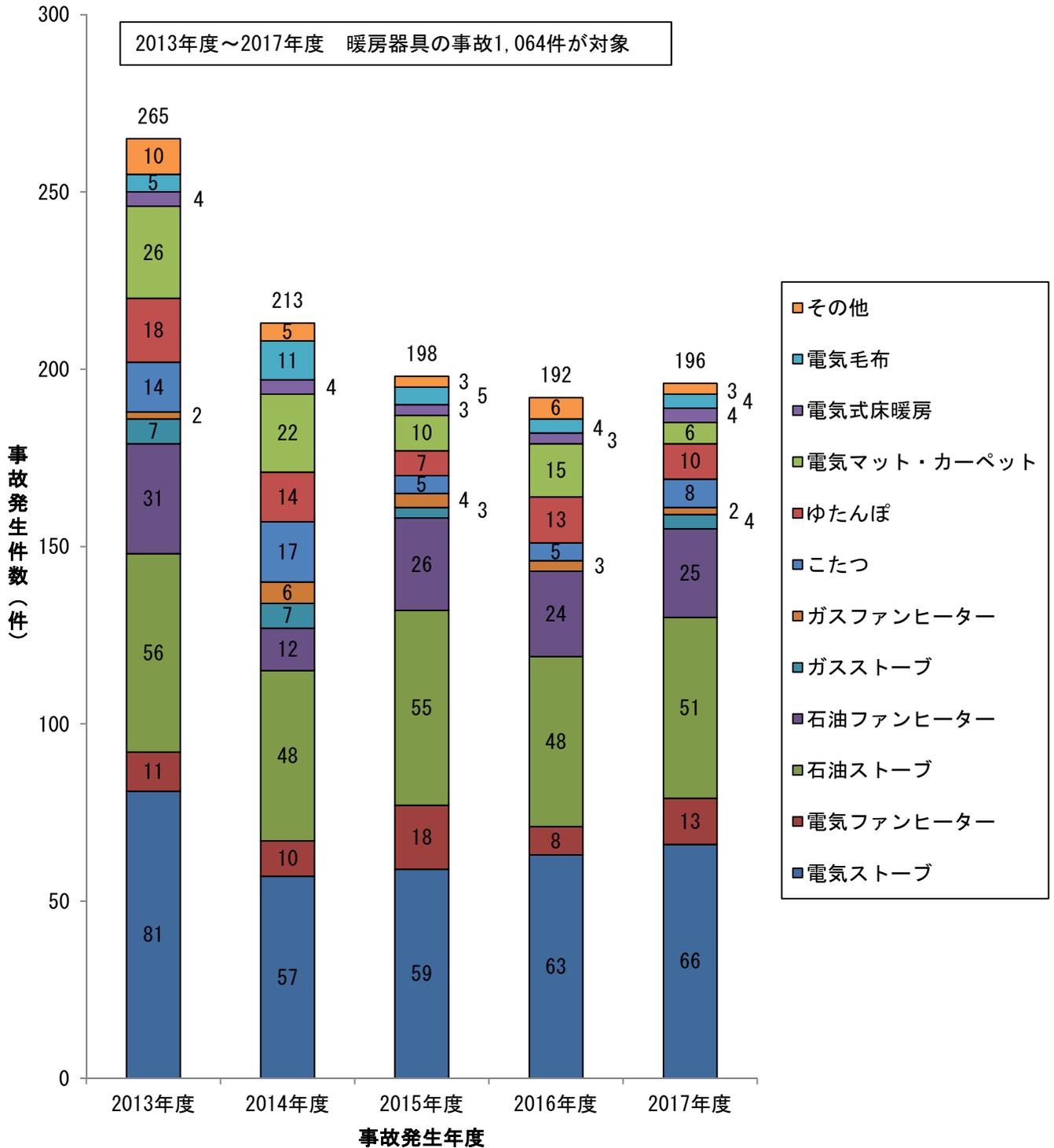


図 8 : 年度別 製品別 事故発生件数

以下に「年代別 製品別 事故発生件数」を示す。

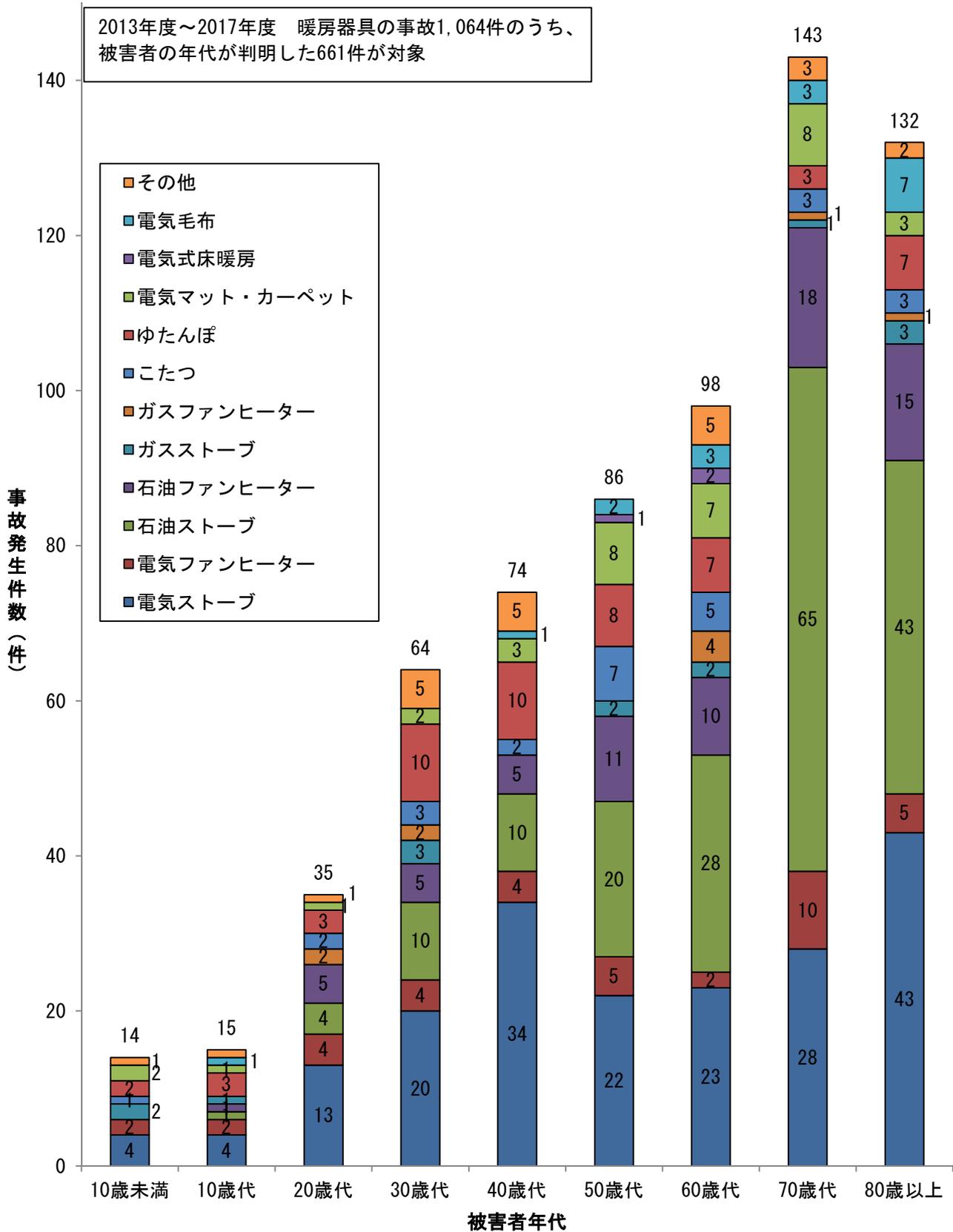


図9：年代別 製品別 事故発生件数